

じりじりと真夏のような太陽が出るかと思えば、肌寒く冷たい雨の日も…。  
6月のお天気は気まぐれですね。今年は冷夏になるとの予想も…。



## 守ろう！美しい元町を ゴミ拾いキャンペーンに参加！ 地域のために！ 地域の人と！

町内住民の皆様と触れ合いながら楽しく活動した「清掃活動」



5月11日、札幌市東区元町北町町内会主催の「ごみ拾い」「花壇に花を植えよう」活動が開かれました。現在、集合講習に参加している技能実習生(32名)、職員(2名)の皆さんが、日本で生活するうえで基本となる「生活環境の保全」を町内会活動で体験しました！

当日、町内会役員の方から近日中に講習施設で「中国餃子づくり」を技能実習生と一緒に体験したいと申し入れがあり地域住民の皆さんに海事協を知ってもらう良い機会と考えています。

軍手・ごみ袋・火ばさみ・  
飲み物が支給されます。



ごみを発見！



## 技能評価試験について

実習生が受験する「技能評価試験」は、「学科」と「実技」に分かれており、この試験に合格しなければ技能実習を継続できなくなります。

それでは、実習生は、どのような試験を受験しているのか？共通問題にトライしてみましょう！！

### ●その1【学科試験】

1. 受験する時期は？ ⇒ 入国してから8ヶ月から9ヶ月後
2. 試験の問題は？ ⇒ 正誤(○×)式で「20問」主題されます。
3. 試験時間は？ ⇒ 1時間です。

1問5点。60点以上が合格です

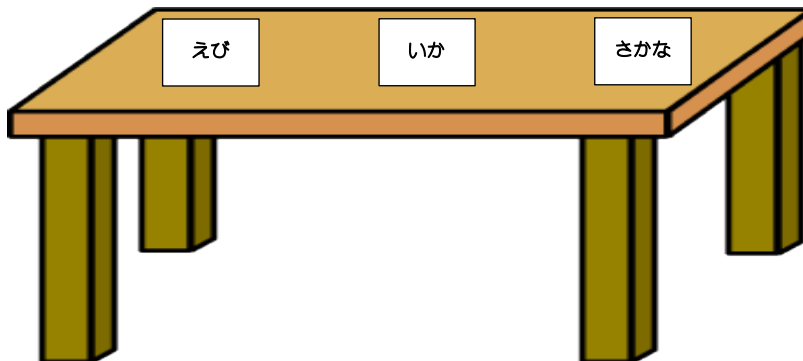
### 4. どんな問題がでるの？

- ⇒ 「例題」
- ① いわし は、かこう しょくひん の、げんりょう として、つかう。
  - ② さかな の あぶら には、えいよう が ある。
  - ③ さかな は、どの しゅるい でも、あじ は おなじ で ある。
  - ④ かに の から は、かねつ すると あおく なる。
  - ⑤ まぐろ、さばには、ちあいにく が ない。

ひらがなで  
出題されます。

### ●その2【原料魚介類の選定】

1. 台の上に「えび」「いか」「さかな」と書かれたカードが置かれているので、それぞれ該当するところに「えび」「いか」「さかな」の写真を置く。



### ●その3【包丁の選定】

1. 台の上に「大出刃包丁」「小出刃包丁」「菜切り包丁」「刺身包丁」と書かれた4枚のカードが置かれているのでそれぞれ該当するところに包丁を置く。



### ●その4【作業者の衛生管理】

1. 作業衣(白衣、帽子、マスク、長靴)を着用する。  
(スカートでの受験は出来ません)
2. 粘着ローラーを使い、鏡をみながら衣服に毛髪などがついていないかをチェックする。
3. 手洗い洗剤と水を使い、手を10秒以上よく洗う。
4. ペーパータオルで手をふく。(しっかり拭くこと！)
5. 靴を殺菌する(殺菌剤の入った容器の中に長靴をはいたまま足を入れ殺菌する)…省略の場合有り

check!

帽子のネットから耳や髪の毛が出ていないこと!

check!

check!

粘着ローラーは、帽子・脇の下ズボンまでしっかりかけること!

よく泡立てて、手の甲、爪の間、指の間等をよく洗うこと!!

**注意事項 ①爪をのばさない! ②マニキュアをしない! ③アクセサリーをつけない!**

### ●その5【流水による解凍】

1. バケツに水を入れる。
2. 冷凍された魚(ほっけ、さば等)1尾をバケツの中につけこみ解凍させる。
3. 手でさわわり半解凍状態になったら取り出す。

**注意事項 ①水は出したままにすること!**  
**②魚を無理に曲げたり、強く握らないこと!**  
**③魚を頻繁に触らないこと! (ときどき触る)**



## 実習生に聞いてみました！

最初に覚えた  
日本語は？



(皆さん、挨拶の言葉を最初に覚えるようですわ！)

## サイズ確認中！？



何cm？

先輩と一緒に！！  
大きい？

## 法律コラム 第5回目

法律事務所便り ～就業規則のチェックポイント①所定労働時間

労働時間は従業員にとって重要な労働条件です。

始業・終業時刻は就業規則の必須の記載事項です。始業時刻、終業時刻、休憩時間の記載をした上で、実働時間も明記しておくといよいでしょう。

また、始業・終業時刻の臨時的変更が必要な場合もありますので、始業・終業時間の繰上げ、繰下げがあり得ることも定めておくことをお勧めします。

ところで、労働時間とは何でしょう。

Q 次の時間は労働時間でしょうか？

①朝礼、②着替え時間、③休憩時間中の電話・来客当番の時間

A 一般に「労働時間」とは、従業員が使用者の指揮命令下におかれている時間、とされています。

①朝礼への参加が義務付けられている場合には労働時間となります。

②着替えは労務提供の準備行為として労働時間に該当しないのが原則です。しかし、特定の場所で作業服、安全靴などを着用することが業務に不可欠であり、これが義務付けられているような場合には、着替え時間も労働時間とされます。

③休憩時間中であっても電話や来客があつた場合には対応しなければならず、労働から解放されているとはいえないため、労働時間に当たります。



あお葉法律事務所 弁護士 伊藤 絢子